

神戸市土木工事書類作成マニュアル 改定の概要 (令和4年4月)

1. 土木工事共通仕様書の改定にあわせた改定

(1) 2-5 建設業退職金共済制度の履行

- ・掛金収納書の提出期限について、電子申請方式による場合、工事請負契約締結後40日以内とする。
- ・請負人は、工事完成後、掛金充当実績総括表の作成が必要。本市から請求があった場合は提示する。

(2) 2-10 工事实績情報システム (CORINS)

- ・執行見込額500万以上の単価契約工事についても登録の対象とする。
- ・変更登録の対象について、請負金額のみの変更の場合は、原則として登録は必要としない旨を追記する。

(3) 5-2 工期の変更

土木工事共通仕様書において、国土交通省と記載事項・表現を統一したことに伴う、手続きの変更。

- ・請負人は、工期の変更が必要な場合は、工期変更協議の対象か否かを監督員と請負人と確認する。確認は打合せ簿によるものとする。
- ・工期変更協議の対象であると確認された場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表等を添付して監督員と協議する。協議は打合せ簿によるものとする。

(4) 7-2 建設リサイクル法第11条に基づく通知、再生資源利用計画書 (実施書)、再生資源利用促進計画書 (実施書)、リサイクル阻害要因説明書

- ・請負人が作成する書類について、建設副産物情報交換システム COBRIS による作成・登録を原則とする。
- ・建設リサイクル法第11条に基づく通知について、電子申請フォームによる通知に変更。

(5) 7-3 解体工事に伴う建設資材廃棄物の引渡完了報告

- ・報告対象工事について明記 (その機能の全て又は一部を完全に失う工事が対象、新築・維持修繕のみは対象外)
- ・e-KOBE (神戸市スマート申請システム) による報告に変更。

2. その他の改定

(1) 2-2 施工体制台帳・施工体系図

- ・施工体制台帳に記載すべき内容に、建設工事従事者に関する事項を追加。
- ・建設工事従事者に関する事項の記載事項は、個人情報に該当することから、取扱いについて明記。

(2) 2-8 工事着手届・工程表及び工事内訳明細書

- ・工事着手届における着手(予定)年月日について、土木工事共通仕様書における「工事着手」の定義と整合を図るため、準備工事（現場事務所の設置または測量）等に着手する予定の年月日を記載することとする。



(3) 3-5 段階確認書

- ・段階確認の際に作成する段階確認書について、監督員と請負人の間のやりとりを明確化した記載に改定。

(4) 7-5 特定建設作業に関する届出

- ・e-KOBE（神戸市スマート申請システム）による届出に変更。
- ・届出に際し、監督員へ報告する必要がない旨、追記。